

平成29年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年7月6日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより、平成29年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いいたします。

事前にお送りをした資料でございますけれども、資料3「国民健康保険情報システムの再構築について」から資料19の「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連携制度の協定に基づく本人外収集等について」までの11件の資料をお送りさせていただきました。なお、本日、机上に資料の10「平成28年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」を最終確定版として机上配付をさせていただいております。

また、資料3と資料4でございますけれども、前回、6月の審議会で修正をして、またご報告をするということを条件にご了承をいただいた案件でございます。また、資料10については時間の関係で資料報告だけさせていただいてございましたので、本日、改めて説明からさせていただくというふうなものでございます。

次に、資料全体の確認をお願いしたいと思っております。資料3からお願いします。まず資料3には、添付資料といたしまして資料3-1から資料3-3まで、その後ろに前回の資料として参考資料3-1が添付資料で付いてございます。資料4には、資料4-1と、前回の資料として参考資料4-1が付いてございます。資料11と12には、添付資料はございません。資料13でございますが、資料13-1から資料13-3までが添付資料として付いてございます。それから、審議をいただく順番で前後してはございますけれども、続いて資料15が付いているかと思いますが、資料15については、添付資料はございません。その次が資料14。資料14には、資料14-1から資料14-3までが添付資料として付いてございます。資料16でございますが、資料16-1から資料16-6まで、その後、参考資料16-1、16-2が付いてございます。資料17と資料18については、添付資料がございません。最後、資料19ですけれども、資料19-1と資料19-2、参考資料19-1と参考資料19-2、こちらが添付資料として付いてございます。不足がございましたらお声掛けをお願いいたします。

本日の審議会につきましても、案件が非常に多くなってございます。大変申し訳ございませんけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

【会 長】資料について何かご質問とご意見ありますか。よろしいですか。

それでは、審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのではなく資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足をお願いいたします。

それでは、まず資料3「国民健康保険情報システムの再構築について」、それと資料4「国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合等について」であります。これは関連しておりますので、2件まとめて説明をお願いいたします。審議するときは、諮問事項もありますので分けて採決しますけれども、説明は一緒にお受けすることにいたします。どうぞよろしく。

【医療保険年金課長】 前回ご指摘のところを修正いたしましたので、ご報告いたします。まず、資料3をご覧ください。今回、修正したところ、資料4も兼ねてですけれども、太ゴシック体で記載しているところが修正をしたところでございます。

主なところについてご説明いたします。資料3の4ページをご覧ください。こちらの業務委託の内容でございますが、まず業務委託の内容のところでございます。個人情報を取り扱う業務の範囲が明確でないということでございますので、左側にアスタリスクを付けております。こちらのアスタリスクを付けている業務が個人情報を取り扱う業務ということでございます。それから、この委託業務の履行場所が全部、新宿区役所庁舎内ということでございましたが、それが明記されていなかったということのご指摘がございましたので、それを加えさせていただいているところでございます。それから情報保護対策のところでございますが、区が行う情報保護対策のところも、共通事項と開発整備業務のみという形で整理をして記載をさせていただきました。こちらにつきましても区の庁舎外にデータ等を持ち出すということはございませんので、そこを明記して区が行う対策について持出しの禁止、それから委託業者の行う情報対策については、これも庁舎内での業務ということでデータ媒体等の引渡しということを行わないということでございましたので、これはそこを明記したところでございます。

続きまして5ページをご覧ください。こちらは委託業務の再委託の内容でございますが、こちらの再委託の内容のところでございます。これは再委託先が日立ソリューションズ西日本と、それから日立INSソフトウェアという2つの会社がありまして、それらの再委託の業務内容が同じような内容になっていた、不明確だった、ということでございますので整理いたしました。日立ソリューションズ西日本が行う業務は太字でありますように国民健康保険業務の設定、検証に係る業務、それから日立INSソフトウェアが行う業務は基本コンテンツ、環境設定、検証に係る業務ということで、そちらの役割分担がされているところでございます。こちらにつきましてもいずれも業務は新宿区役所庁舎内で行うということでございます。それか

ら、再委託にあたり区が行う情報保護対策としまして、先ほどと同じように電子媒体等、そういったものを使った業務は行わないということで、媒体を渡さないということを明記したところでございます。以上が資料3についての主な修正点でございます。

続きまして資料4のほうをご覧ください。こちらは国民情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合に関する内容でございます。恐れ入ります、5ページをご覧ください。こちらの業務委託の内容でございますが、先ほどと同じように個人情報を取り扱う業務についてアスタリスクを付しましたところでございます。それから、こちらは再委託との関連で、再委託を行う業務と、それから委託の元の業務との関連性が分るようにということで整理したところでございまして、委託の内容の4番のところに関してデータ管理業務を追記してございます。こちらの業務が再委託にするような業務になってくるところで明確化させていただきました。いずれにしてもこちらは全ての業務を新宿区役所の庁舎内、または国保連の事務所内で行うということでございます。

それから、情報保護対策につきましても実データの検証は職員が実施するというところで明記いたしましたところでございます。それから、情報の持出しについても国保連の事務所内で全ての業務を行うということを明記したところでございます。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策としまして、こちらは基本的に前回の資料の中で稼働環境に係る設定業務を庁内において行わせることとするというようなことが記載してあったのですが、こちらは区の持っているシステムに関する業務でございましたので、こちらの国保連に委託する業務としては適切でないところから、前回、2番として情報保護対策に入れていた項目は削除いたしまして整理いたしました。さらに4のところでは本業務に係る個人情報は国保連事務所以外には持ち出さないということを明記したところでございます。

続きまして6ページでございます。これは再委託の内容でございますが、再委託の内容についても先ほどの委託業務と関連付けまして明確化させていただいたところでございます。前回、保守業務というような説明をさせていただきましたけれども、具体的にはマスタセットアップ、データベース情報登録等々の事務、こちらに記載の事務業務を行うということでございまして、同じように個人情報を取り扱う業務についてはアスタリスクを付しているところでございます。

それから、再委託についての情報保護対策についても同じように、この業務は全て国保連の事務所内で実施するというところで、庁外への持出しを禁止するというところを明記したところでございます。雑駁でございますが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

【会 長】 この案件は前回、条件付きで採決をしてある案件ですので、一応その条件付きの

部分の報告を受けたということにしまして、正式な採決はしませんけれども、何かご意見、ご質問ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 個人情報を取り扱う業務は全て区庁舎、もしくは国保連の事務所内で行うということ、これはこういうデータベースとかコンピュータを取り扱うに当たって、その受託業者の側が遠隔で処理することはなくて、作業をする方が実際にこの場所に来られて、その中で実作業を行うと、そういう理解でよろしいですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 さようでございます。遠隔操作ということは扱いません。

【会 長】 よろしいですか。他にご質問かご意見がございますか。

ないようであれば、これは先ほどご説明しましたように採決はしないで、了解ということで終了いたしますけれども、よろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料10「平成28年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」についてであります。それでは、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】 28年度の運用状況でございます。前回、6月の審議会で資料報告をさせていただきましたけれども、本日、改めて説明をさせていただくものでございます。この間、資料に度々訂正がございまして大変申し訳ございませんでした。本日、最終確定版ということで机上配付させていただいております。

まず表紙をご覧くださいますと、1番から17番までの項目毎に運用状況を整理させていただいております。

まず1番の公文書公開請求の状況でございます。表紙をめくっていただきますと、1ページ目と書かれているところをご覧くださいませでしょうか。まず、請求件数でございますけれども、28年度は306件でございました。前年度比でございますと3件の減というような状況です。その具体的な内訳は、この1ページ目の後段以降に記載してございますけれども、建築物の工事関係の文書、それから食品営業許可の関係の文書などの請求が多い状況となっておりました。

恐れ入ります、35ページをお開きいただけますでしょうか。自己情報開示請求の状況でございます。請求件数は147件、前年度比8件の増でございます。住民票や印鑑証明の請求書などの請求が多い状況でございました。

恐れ入ります、45ページをお開きください。3番目の自己情報の訂正請求、それから利用

停止請求の状況でございますが、28年度の実績はございませんでした。

めくっていただきまして46ページでございます。個人情報の業務登録の状況です。登録件数は2,368件、前年度比でございますと104件の増でございます。それから、一番上の表の一番右側ですけれども、そのうち特定個人情報の取扱いがある業務につきましては内訳で483件ということで、個人番号利用事務、それから個人番号の関係事務のようなものがそれに該当いたします。

続きまして56ページをご覧ください。個人情報ファイル登録の状況です。登録件数450件、こちらは件数といたしましては前年度と変わらずでございます。

続きまして59ページをご覧ください。7番の個人情報の業務委託の状況でございます。委託の件数420件、前年度比でございますと33件の増となっております。このうち特定個人情報の取扱いがある委託については15件でございます。

69ページをご覧ください。8番、目的外利用の状況でございます。目的外利用の件数は30件、前年度比でございますと15件の減でございます。

続きまして87ページでございます。87ページは9番の外部提供の状況でございます。外部提供の件数は67件、前年度比でございますと20件の増でございます。このうち特定個人情報の取扱いがあるものについては、こちらも15件となっております。

94ページに参ります。本人外収集の状況でございます。本人外収集の件数については7件、前年度比で5件の増でございます。

続きまして96ページに参ります。外部電子計算機の結合の状況でございます。結合の件数44件、前年度比でございますと8件の増となっております。

続きまして101ページでございますが、指定管理者による管理の状況でございますけれども、28年度は1件、新たに下落合図書館が新たにできたということで1件増えまして、トータル95件になってございます。

1枚めくっていただきまして102ページでございますが、個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受入状況。受入件数は24件ということで、前年度比3件減になってございますけれども、実習生の人数でございますと662名で前年度比208名の増となっております。

続きまして105ページに参りまして、個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受入状況になります。こちらは受入件数30件で前年度比としては変わりませんけれども、受入人数については122名ということで16人の増というようなことでございます。このうち特定個人情報の取扱いがある業務に係る受け入れについては7件ございました。

110ページをお開きください。15番の異議申立て・審査請求の処理状況でございます。答申件数2件、前年度比1件の減という状況でございます。

その隣111ページ、消費生活センター受付分の苦情処理の状況でございます。処理件数13件、前年度比6件の増というような状況でございます。

最後、115ページでございます。17番の防犯カメラの設置状況ということで、防犯カメラの設置台数が959台、前年度比で111台の増というような状況でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】何か今、説明を受けたことについてご質問かご意見ございますか。川村委員。

【川村委員】運用状況の報告ということで何点か質問させていただきます。13、14のところですね。実習生の受入れ、あと派遣労働者の受入れというところで数字のところでは分りましたけれども、こちらのほうの個人情報に関しての取扱いについて、説明ですとか、そういった事故が起こらないようにしている状況についてお伺いしておきたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】派遣労働者、それから実習生の受入れに関しての区としての安全管理措置の対策でございますけれども、まず派遣労働者についてから申し上げますと、安全管理に関する必要な措置を定めなければいけないというようなことで個人情報保護条例14条に規定がございます。これを受けまして、措置を定める要綱というのを区のほうで設定してございます。その中で区の保護条例の趣旨の説明ですとか、それから個人情報に係わる何か事故があったときの保険の加入に関する取り決め、それから知り得た情報を漏らさない、あるいはその責任を執るといふようなところを定めた契約書をその派遣労働者と取り交わすといふようなことを決めているものがございます。それについて全庁、徹底してやっております。

同じように実習生についてもそれを準用した形で要綱を作っておりますして、それを受入れの際に守っているといふような対策を講じてございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。ありがとうございます。

あと、外部提供というところで警察への情報提供、入管とかもありますけれども、こちら辺の情報提供の内容としては非常にセンシティブな内容ばかりなのでございますけれども、この内容について基準ということをお伺い、確認したいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】外部提供につきましては保護条例上、原則禁止ということで、例外的に法令

で認めているもの、本人同意等々ございますけれども、その中に審議会でお諮りをして認めるというような条項がございますけれども、この警察の捜査関係の照会については事前一括承認ということで、一度、審議会のほうにお諮りをして一括承認を得てといたしますか、承認をいただいているものでございまして、それを根拠に全庁のほうで外部提供を行っているというようなところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。

それとあと、これはこういう理解でいいか、資料の読み方なのですけれども、今回、さまざまな業務説明の所で新規事業のためという事等があるのですけれども、登録漏れのためという所については、毎年毎年、運用状況の報告はあると思うのですけれども、ここのところで新たな目を見た際に、そういった登録漏れ、削除漏れ等々を確認して今回の報告に載せたと、こういう理解でよろしいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のように個人情報の業務登録ですとか、それから個人情報ファイルの登録の一覧の際に特に多いのですけれども、登録漏れといたしますか、削除漏れですとか、そういった記載が今回多く書かせていただいております。今回の運用状況を取りまとめる際に各課のほうでは業務登録簿、個票ですね、そちらは作成を条例と規則に沿って作っていたのですけれども、区政情報課のほうで一括把握をしている一覧のほうに反映をしていなかったというようなところがございます、それを全て洗い出しをしようということで、28年度の各課への照会の際に漏れが無いようにということで、確認の回数も普段よりも多く確認をしたということで、各課では整えていたところではあるのですけれども、区政情報課の総合一覧に入っていなかったというものを今回、沢山洗い出しをさせていただき、このような追加といたしますか、記載のものが増えてしまったというようなことでございます。今後、こういった把握の漏れが無いように気を付けていきたいというふうに考えております。

【会 長】川村委員。

【川村委員】ということは、区政情報課のほうがしっかりと仕事したというふうに理解しましたので、その内容について流れは理解できました。以上です。

【会 長】よろしいですか。他のご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件は了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

次に資料 1 1 「新宿区第三次環境基本計画策定に係る区民意向調査業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【環境対策課長】新宿区第三次環境基本計画策定に係る区民意向調査業務の委託について、ご報告いたします。この件につきましては前回の本審議会において報告案件となっていましたが、時間の都合により報告できなかったため事後の報告となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事業内容及び委託内容等から説明させていただきます。本件は新宿区第三次環境基本計画作成に当たって区民の環境に対する取組状況や意向を把握するため、無作為に抽出した区民 1, 8 0 0 名、事業者 3 0 0 事業所に対してアンケート調査を実施するものです。委託先はアオイ環境株式会社です。

この調査は、同社に委託している新宿区第三次環境基本計画の作成支援業務の一部となっております。アンケート調査を実施するに当たって、区が印刷した宛名ラベルを同社が封筒に張り、アンケート用紙及び返信用封筒を封入し、発送します。アンケートの宛名は環境対策課になっており、アンケート結果は当課宛てに郵送されてきます。なお、アンケート用紙、返信用封筒は無記名となっております、個人情報に含まれません。また、アンケートへのお礼と未提出者に対する提出のお願いを兼ねたはがきを後日郵送します。これもアンケート同様、区が印刷した宛名ラベルを委託会社が貼付し、発送します。調査期間につきましては、アンケート用紙は 6 月 5 日に発送し、約 1 週間後の 1 2 日に提出のお願いのはがきを発送しました。なお、宛名ラベルの引渡し先はそれぞれの作業に最低限必要な期間に合わせ、委託業者が個人情報を保持する期間ができるだけ短くなるように配慮いたしました。

個人情報保護対策です。契約に当たり個人情報保護に関する特記事項を付しています。この中で個人情報取扱責任者の指定などを義務付けています。以上、報告いたします。よろしくをお願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございますか。よろしゅうございますか。では、本件は報告事項ですので了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料 1 2 「新宿区議会に関するアンケート調査業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いします。

【議会事務局次長】よろしくをお願いいたします。それでは、新宿区議会に関するアンケート調査業務の委託についてご報告をさせていただきます。

まず、事業の概要でございます。2ページをご覧ください。このアンケート調査は区民の議会に対する意識・意向を把握し、議会改革の取組みの基礎資料とするため行うもので、4年に一度実施をしてございます。標本数は3,000人で、対象者の抽出は住民基本台帳から無作為に抽出しました日本国籍を有する満18歳以上の方となります。調査方法は、対象の方にアンケート用紙を郵送により配付し、ご回答をいただくものでございまして、調査期間は7月の中旬から3週間程度を予定してございます。

次に調査業務の委託についてです。3ページをご覧ください。委託先は株式会社タイム・エージェントでございます。ここ数年、区の区政モニターアンケート業務委託などの実績のある事業者でございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目は、調査対象者3,000人の郵便番号、住所、氏名でございます。具体的にはこの3項目について、宛名シールに打ち出したものを議会事務局で用意し、調査票を封入封かんしたものに事業者が宛名シールを貼付するものでございます。なお、シールの貼付作業は本庁舎5階の区議会会議室のみで行い、貼付の後、直接郵便局に集荷を依頼することとしており、個人情報保護に留意した作業としてございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策としては、1点目として取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告することとしており、既に責任者1名、取扱者5名の報告を文書で受けてございます。その他、情報は施錠できる金庫に保管すること、提供された情報は作業場内、先ほど申し上げました5階の会議室でのみ取り扱うこと、そして個人情報に係わる内容は電磁的媒体に入力させないことの4点でございます。

議会事務局といたしましては、こうした対策を十分に講じまして区民の方の情報が適切に取り扱われるよう努めてまいります。大変簡単ですが、ご説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございましょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】この区議会アンケートに関してなのですが、インターネットのアンケートというのも行うというふうに書いてあったのですが、そこに関して、これは議会ではか話していないので、ここには書いてない話かもしれないのですが、ここは処理させる情報項目の記録媒体が紙しかないのですね。もしかしたらインターネットのほうに関しては個人情報を扱わないようなフォーマットになっている可能性もあるというふうに思っているのですが、そうするとこの3ページの下にある個人情報に係わる内容は電磁的媒体に入力させないという、こういった記載もあるのですが、どうしてもこれ例えばインターネットで応募した方が誰だったかというところまでは取らないといけないと思うので、そこがどう管理

されるかというのは結構ポイントになってくるのかなと思っています。その辺りの管理の方法というのは、どういうふうに管理しているのかというのをお聞かせいただければと思います。

【会 長】ご説明ください。

【議会事務局次長】まず今回、この報告の内容といたしましては、宛名ラベルのほうに先ほど申しあげました個人情報の3項目を打ち出しして、これを業者に処理をさせるという部分でございまして、そのご説明をさせていただきました。

あと回答に関しましては通常、紙で調査票をお送りまして封筒の封入をして入れていただいでご回答いただく方法と、あともう1つはインターネットによりましてご回答をいただく、そういった2つの回答方法がございまして。このインターネットの場合なのですが、それぞれの調査票にIDとパスワードを全て違うものが記載をしております。ただ、こちらに関しましてはそれによって個人が特定されるということは一切ございません。そしてまた、ご回答をいただく際にも個人情報を集めるということは一切ございません。こういった形でこういった内容でございまして、個人情報に関して何かそれが危険になるのか、そういうことではないというふうに考えてございます。

【会 長】よろしゅうございますか。はい、他に質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料13「新宿区健康診査・がん検診業務等の委託について」であります。それでは、説明をお願いします。

【健康づくり課長】今回、報告させていただく新宿区健康診査・がん検診業務等の委託の一部変更でございまして、変更点のご説明の前にまず事業全体について簡単にご説明申し上げます。

資料13をおめくりいただきますと、2ページ目から事業の概要の説明がございまして。表の4番目、対象者の欄には健康診査及びがん検診の対象年齢等について記載しております。健康診査の場合、他の制度に基づく健診の対象になる場合が除かれますので、①から③までの年齢区分ごとに記載のような対象者となっております。

その下の段、事業内容でございまして、健康診査・がん検診業務ともに②に記載のとおり、新宿区医師会、中野区医師会、あるいはそれ以外の区内医療機関に委託して実施しております。

資料13-3に健康診査の流れを医療機関のパターン別に記載してあります。資料13-3でございまして。ここでは①の新宿区医師会の場合をご説明申し上げます。受診者の方、下のほうに区民、健診対象者とございまして、(1)で健診票を区から送付を受けまして、(2)で委

託医療機関で健診を受けていただきます。健診結果につきましては（３）のところで受診結果の通知、あるいは説明ということになります。この健診の際に血液検査やがん検診の細胞診などのいわゆる検体検査でございますが、診療現場では専門の検査機関へ委託することが一般的でございます。

区の健診におきましても同様ですので、資料 1 3 - 3 でいきますと右側にあります「丁（検査機関）」とございますが、こちらへ検査の再委託というものが行われております。

一方、健診を実施した医療機関から区への報告でございますが、（４）のところに「健診結果提出」とありますが、これは紙ベースのものでございます。これに加えまして 40 歳から 74 歳までの新宿区国保の方の特定健康診査、並びに 75 歳以上の後期高齢者医療制度の加入者の方の場合、新宿区から東京都国保連のほうに指定のデータフォーマットで電子データとして提出する必要があります。そのため区では、左上の（５）のところにございますが電子データでの納品を求めておりまして、この電子データ化に当たって新宿区医師会から専門のデータ入力機関への再委託が行われております。

がん検診のほうは資料 1 3 - 3 の 3 ページ目でございますが、区が発行する検診票を持参して委託医療機関で検診を受けていただき、結果の説明を受けるということと、あと検体検査を外部の検査機関に再委託が行われるということは共通でございますが、こちらの場合は国保連への電子データの提出はございませんので、データ入力機関への再委託はございません。

あと受診票、検診票でございますが、年度初めに大勢の区民の方にそれぞれの年齢区分に応じてさまざまなパターンの一斉の送付を行っております。資料 1 3 のほうにお戻りいただきまして 3 ページをご覧ください。中ほどの 2 の印字封入封かん業務でございますが、この 10 万通を超える印字封入封かん業務、こちらを委託で行っております。なお、一斉発送の対象とならない場合には、お申し込みをいただいた後に区から直接、受診票、検診票をお送りしております。

以上が事業の概要でございます。次に変更点について順次ご説明申し上げます。資料 1 3 - 1 「報告事項の総括表」をご覧ください。こちらの表では健康診査とがん検診のそれぞれにつきまして、縦に業務の区分、横に対象年齢で表にしております。網かけとなっておりますところが今回ご報告させていただく事項でございます。

まず 1 つ目でございますが、健康診査の 16 歳～39 歳のところ、業務委託の内容のところには胸部エックス線検査の追加がございます。こちらは 40 歳以上の受診者と同様に 39 歳以下の場合でも胸部エックス線検査を受けられるようにという変更でございますが、理由としまし

ては結核対策の強化という視点でございます。

次にその下、再委託の75歳以上のところの網かけでございます。平成20年度からの制度改正に伴う成人健診の変更の説明の歳に、75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者の健診におきましても、医師会等で健診を行う際に血液検査等が検査機関への再委託となること、また国保連へのデータ提出に必要な電子データ化のために医師会から再委託が行われること、この2つの説明が漏れておりました。これは制度改正をご説明申し上げる際に、特定健康診査における再委託としてご説明申し上げたため、結果的に75歳以上の健診を含む説明が抜けてしまったということでございます。本日、改めて75歳以上の健診につきましても検体検査と電子データ化で再委託となりますこと、ご報告させていただきます。

同じく資料13-1の総括表の中ほど、封入封かんの16歳～39歳のところの編みかけでございますが、一斉発送の委託に当たりまして39歳以下の対象者では平成26年度までは30歳及び35歳までの節目に一斉発送としておりました。その後、受診者の利便性の向上ということを配慮いたしまして、27年度からは過去3年以内に受診歴のある方も全員、一斉発送の対象者としておりましたが、この一斉発送者の追加につきましてご報告が漏れておりました。先ほど申し上げました75歳以上の健診における再委託の件、一斉発送の対象者の拡大の件、遅れてのご報告となりました点、大変申し訳ありませんでした。

続きまして、がん検診でございます。資料13-1の下の方の表でございますが、今年度、がん検診の内容を見直しておりまして、それに伴い印字封入封かん業務の委託内容にも変更がございます。がん検診の変更点は資料13-2の2ページ目でございます。印字封入封かんの変更点は3ページ目でございますけれども、がん検診の変更点、大きなところとしましては胃がん検診におきまして平成28年2月に改定された国の指針に基づきまして、50歳以上で内視鏡検査を追加したところでございます。胃がんの検査方法は、この内視鏡検査とバリウムを飲むエックス線検査のいずれかを選択いただく形でございますが、エックス線検査は40歳～49歳の方もお受けいただけます。これも国の指針に基づくものでございます。その他のがんにつきましても、最新の指針に合わせて対象年齢と検査方法等を変更しております。

こうした変更に伴いまして、資料13-2の3ページ目の印字封入封かん業務でございますが、28年度までは胃がんと大腸がんの検診で一体となった検診票を用いておりました。こちらが29年度からは胃がん検診が内視鏡とバリウム検査の選択となりましたため、大腸がん検診の検診票が独立となり、検診票の種類が増加したということでございます。なお、前立腺がん検診は一斉発送の対象には記載してございませんが、今年度からは対象年齢の男性が希望さ

れる場合には、特定健康診査等と同時に検査を受けられるよう、あらかじめ医療機関の備えつけといたしましたので、今回の委託による印字封入封かんの対象からは外れているところでございます。

健康診査、がん検診業務の委託、並びに印字封入封かん業務における個人情報保護対策でございますが、資料13にお戻りいただきまして5ページ目以降に記載しているとおりでございます。5ページ目の表の下段のほうは健康診査、がん検診業務、印字封入封かん業務につきまして受託事業者の行わせる情報保護対策でございます。また、再委託に係わる個人情報保護の対策としましては、同じく資料13の6ページから7ページの後半のほうに記載しているところでございますが、こうした対策を遵守した上で再委託を行うようにという条件にしております。

以上、健康診査につきましては資料13-1の総括表のとおり、16歳～39歳における胸部エックス線検査の追加、75歳以上の健康診査における検体検査業務、及び電子データ化、胸部の事後報告、印字封入封かんの39歳以下の発送条件の変更をご報告申し上げます。がん検診につきましては、国の指針に合わせた検診の見直しに伴う業務委託の変更と印字封入封かんの変更についてご報告申し上げます。区民の健康を守るための事業として、何とぞご理解のほどをお願い申し上げますとともに、報告の遅れにつきましては改めてお詫び申し上げます。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】この一連の流れで個人情報がどう動いていくのかを確認させていただきたいのですけれども、13-3の1ページ目の一番上の図が標準的なものかと、これを聞きたいのですが、まずこの(1)健診票送付というところ、健診票には個人情報が記載されているわけですね。それで、この区民の方が受診をすると、医師会加入のお医者さん、受診するときには当然そこでやりとりがあるわけですね。次に受診結果というものが、お医者さんから区民のほうに送られる。これも当然、個人情報が載っているわけですね。その次、電子データの作成以外というところがあって、これを取り扱う電子データには個人情報が含まれているということですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】この電子データは最終的に、特定健康診査、あるいは高齢者医療の場合ですと東京都国保連合会を通じまして、その加入者の方の情報としてきちんと登録する必要があります。これは法令に基づくものでございますが、この報告の完了をもって区として、この

健康診査を完了したということになりますので、個人情報も一緒に付いて行きます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、この丁というところが個人情報を取り扱って、電子データというものを作って今度、これを新宿区のほうに電子データとして納品してくると。そうすると、これも当然、健康診断の結果が、全て個人が特定できる形で新宿区に戻っていくわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】資料13の6ページに再委託に伴う事業者が処理する情報項目を記載してございますが、この電子データ化業務のところに記載してありますように健診結果、問診結果につきましては、再委託の検査処理業者のほうで取り扱うデータということになります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今度、その健診結果が新宿区に戻ってきて、先ほどのご説明だとそのデータを国保連のほうにお伝えする必要があると、これは法令上の義務なのだというお話でしたけれども、その伝えた後の新宿区が持っているデータ、これは消去されるのですか。それとも新宿区において蓄積されていくのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】新宿区は国保のメイン主体でございますので、加入者の情報として引き続き保持する形になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、健診を受け続けている区民の方に関しては、新宿区としてはその方の健診結果のデータというものを経年で保有することができるようになっていくということですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】さようでございます。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これも報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承することにいたします。ご苦労さまでした。

今度は資料15です。「訪問看護ステーション実習研修業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【地域医療・歯科保健担当副参事】資料15に訪問看護ステーション実習研修事業の委託について内容を記載させていただいております。1ページ開けていただきまして、事業の概要でご

ございます。これは在宅療養に係わる人材の育成として現在、区として病院に勤務しておられる看護師に対して病院から地域の訪問看護ステーションに同行していただいて、地域の在宅医療の実態を見ていただいている事業でございますが、今年度よりこの実習の対象を医師に拡大をしたところでございます。なお、看護師の区内訪問看護ステーションでの実習研修については、平成21年度第1回本審議会でこれを了承されております。

本年7月から、さらに病院の医師に拡大した理由は、看護師が在宅療養を理解するとともに、さらにその診断をし、治療方針を決定する医師も在宅療養の実態をイメージできるために訪問看護ステーションの見学を企画したところでございます。実習研修の日数は、医師が1日、看護師が3日でございます。看護師に関しては従前と変わってございません。会場としては区内の訪問看護ステーション18カ所でございます。29年度予定しておる人員でございますが、医師で5名、看護師で30名でございます。

3ページをおめくりください。委託先は区内訪問看護ステーション18カ所でございます。委託に伴い事業者処理をさせる情報項目としては、本欄に記載のとおり氏名、勤務先、これは病院でございますが、勤務先電話番号、これも病院の電話番号でございます。担当業務、医師の方、あるいは看護師の方が実際に担当されている業務の内容でございます。

処理をする情報項目の記録媒体としては、紙を用います。

委託理由としては、区立訪問看護ステーションもございますが、日頃から在宅支援事業に従事している民間の訪問看護ステーションが24時間のさまざまなノウハウを蓄積していることから、本事業を委託する団体として民間の訪問看護ステーションを想定してございます。

委託の内容は先ほどご説明したとおりでございますが、委託の開始時期としては、医師対象については本審議会のご了承をいただいた上で、29年7月1日と書いてございますが、本審議会終了後、29年12月28日まで、また看護師対象は平成29年4月15日より12月28日までを想定してございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、特記事項に付記したとおりでございます。必要に応じ区の職員が訪問看護ステーションに立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行ってまいります。また、収集し、提供された個人情報はファイリングをしていただき、鍵のかかるキャビネットで保管をしていただきます。また、取扱責任者を明示していただき、その方を指名して、その方に管理責任を持って行っていただきます。また、業務委託終了後、個人情報に関しては速やかに返還をしていただくこととしています。

具体的には、病院で実習をされる医師の氏名等が決まりましたら、訪問看護ステーション宛

てに郵送で送付いたします。紙のみの記録の媒体でございますので、委託期間が終了後、返還をしていただきます。また、看護記録等への記載でございますが、同行者2名等の書き方により個人情報記載をいたしません。説明は以上でございます。

【会長】ご質問かご意見ございますか。ないようでしたら、これも報告事項ですので了承することよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦勞さまでした。

次に資料14「区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の追加について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【特命担当副参事】それでは、区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関情報項目の追加についてご説明させていただきます。この報告につきましては、マイナンバー事務を追加する場合には本審議会に報告させていただくというような運用となっておりましたので、今回ご報告をさせていただいているところでございます。

まず最初に、4月から実際に運用が始まっているものもございまして、本来であれば4月より前にご報告させていただくべきものであったものですが、報告が遅れてしまったことにつきまして大変申し訳ございませんでした。今後、気を付けていきたいというふうに考えております。

それでは、ご説明のほうを開始させていただきたいと思っております。区における個人番号利用につきましては、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、28年1月から個人番号を利用させていただいているというところですが、この度、29年4月から新たな個人番号利用事務を追加いたしましたので、個人番号利用事務及び事務処理に必要な庁内連携情報項目についてご報告させていただきます。

初めに、新たな個人番号利用事務についてご説明させていただきます。この度、新たに個人番号利用事務として追加する事務は、1つ目が心身障害者（児）移送事務、2つ目といたしまして新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業、3つ目といたしまして後期高齢者医療葬祭費支給事務の3つとなります。

お手数ですが資料14-1をご覧くださいと思います。まず1つ目の心身障害者（児）移送事務でございますが、この事業は障害者総合支援法により介護給付費等の支給決定を受けた者の施設までの移送にかかる費用を区が負担する事業でございます。この度、法定事務である障害者総合支援法によるサービスに類する事務として要綱改正を行わせていただき、新た

に個人番号利用事務として追加したものでございます。

2つ目の新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業でございますが、この事業は認可保育園の0歳～2歳児クラスへの入園が不承諾となった子どもが入園を待機する間、認可外保育施設を利用する際の保育料の一部を助成するものでございまして、この度、法定事務である子ども・子育て支援法による保育給付に類する事務として要綱を制定いたしまして、新たに個人番号利用事務として実施させていただくというものでございます。

3つ目の高齢者医療葬祭費支給事務でございますが、この事業は後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった際、葬祭を行った方に7万円を支給するものでございまして、この度、法定給付である5万円のほかに上乗せ加算2万円を行っているというところございまして、上乗せ加算分につきましては独自利用事務というふうに位置付けられますので今回、追加させていただいているものでございます。

なお、資料14-2でございますが、こちらにつきましては今回の3事業も加えたような形で、29年4月1日現在の区における個人番号利用事務の一覧となっているものでございます。

続きまして庁内連携・他機関連携する情報の範囲についてですが、こちらにつきましては資料14-3をご覧くださいというふうに思います。こちらの資料につきましては、法定事務とそれに類する独自利用事務という形で全て載せさせていただいているところございまして、ちょっと資料の量が多くなっているところございますが、1つ目の心身障害者（児）移送事務につきましては3ページのほうに赤字で記載させていただいているところございます。住民の要件を見る住民票関係のほか課税要件というものもございまして、住民税関連の情報を連携するというような内容となっております。

続きまして、新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業につきましては6ページのほうに記載させていただいております。こちらにつきましても先ほどの心身障害者（児）移送事務と同様の形で連携項目を記載させていただいているというところございます。

最後に後期高齢者医療葬祭費支給事務、こちらにつきましては9ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては住所、この辺を確認するための住民票の情報を連携させていただくというように記載させていただいております。

最後に資料14のほうにお戻りいただければと思います。利用開始時期というところございますが、心身障害者（児）移送事務、新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業につきましては4月からというふうにさせていただいているところございます。また、後期高齢者医療葬祭費支給事務につきましては、こちらは4月の情報連携の開始に基づき開始するということ

になりましたので、7月からというような形で利用開始する予定でございます。

最後に、報告が遅れてしまったことをまた重ねてお詫び申し上げます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】それぞれの対象者というのは分かっているのですか。どれくらいの問題なのでしょうか。

【特命担当副参事】まず心身障害者（児）移送事務につきましては、実はあまり実績がない事業でございまして、こちらについて障害者総合支援法に類する事務として、本当はこれまで独自利用事務として位置付けたときと同じような形で登録すべきだったところですが、実績がなかったということで、こちらについては位置付けていなかったというところがございますが、この事業を申し込んだ方がもしいらっしゃった場合は、ここだけマイナンバー事務ではないということになりますとご不便をおかけしてしまうということございまして、今回、登録させていただくというようなことでございます。

保育につきましては、今回の対象といたしましては待機児というような形になりますが、今年度については27名が対象となるというようなところでございます。

失礼いたしました。後期高齢者の葬祭費につきましては、おおよそ1,500名ほどだというところでございます。

【会長】他に何かご質問かご意見ございますか。ないようでしたら、これも報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

【特命担当副参事】どうもありがとうございました。今後、遅れがないように気をつけたいと思います。

【会長】資料16「子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入及び情報提供ネットワークの運用開始について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【特命担当副参事】子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入及び情報提供ネットワークの運用開始につきましても関連するものになりますので、併せてご報告させていただければと思います。

まず、情報提供ネットワークの運用開始について、ご説明を簡単にさせていただければと思います。情報提供ネットワークの運用開始につきましては現在、7月18日というところで予定されているところでございます。当初の3カ月程度は試行運用期間というふうにされており

まして、資料16-1をご覧いただければと思いますが、これまでは申請書の情報とともに添付書類が必要な場合については添付してもらっているというようなところになりますが、試行運用期間中につきましては、情報連携のほかに、こちらについても紙の添付をお願いしまして、両方で運用するというような形でございます。その後、秋頃予定しております本格運用が開始されましたら、紙のほうの添付を省略して、情報連携で取得した課税情報等の情報で事務処理を行っていくというような形で今後、事務処理のほうを進めさせていただくというようなところでございます。

大変申し訳ございませんが、資料16のほうにお戻りいただければと思います。情報提供ネットワークシステムにおける情報連携の対象事務となりますが、こちらにつきましては番号利用法に規定されている事務のほか、区の条例、規則で規定した独自利用事務のうち個人情報保護委員会に届出を行った事務に限られているというようなところでございます。法律に規定がない、また届出を行っていないものについては、情報提供ネットワークシステムにおける情報連携はできないというような形でなっております。

今後の予定といたしましては、7月15日発行の区広報で区民の方には周知させていただくというような予定となっております。その後、7月18日が予定されますが情報連携の試行運用が始まりまして、秋頃に本格運用、こちらが開始するというような予定となっておりますのでございます。

簡単でございますが情報提供ネットワークの運用開始については以上とさせていただきます。続きまして今回の本題でございます電子申請手続及びマイナポータルが提供するお知らせ・アンケート機能についてご説明させていただければと思います。

まず簡単にマイナポータルにつきましてご説明させていただければと思いますが、こちらについては記載がないところでございまして大変申し訳ないのですが、口頭のほうで簡単にご説明させていただきます。マイナポータルにつきましては国が運営いたしますオンラインサービスでございまして、マイナンバーカード（個人番号カード）に搭載された公的個人認証サービスを用いまして各個人が自分のパソコンからログインをして利用できる個人専用サイトのことでございます。主な機能といたしましては、本日ご説明させていただきます電子申請やお知らせ機能が搭載されるほか、自治体等が情報連携を行った履歴を閲覧できる情報提供等記録や、自治体等が保有する税情報などの特定個人情報を確認できる自己情報表示機能、こういったものが機能として搭載されるものでございます。マイナポータル、こちらにつきましても、先ほどご説明いたしました情報提供ネットワークと連動して行われる情報提供等の記録閲覧という

のもございまして、こういった形で連動して行われるというところがございまして、今後の予定といたしましては7月18日から試行運用、秋頃から本格運用を予定しているというところでございます。

申し訳ございません。それでは本題に戻らせていただきます。先ほどマイナポータルの機能として電子申請やお知らせ機能があるとお伝えさせていただきましたが、まずは児童手当、児童扶養手当、また保育などの子育て分野からサービスが提供されるというようなこととなります。そこで本日は、児童手当、児童扶養手当、保育の分野で電子申請やお知らせ機能に関するサービスを始めるに当たりまして、システムにおける外部結合や業務委託を行う必要があることから諮問、ご報告をさせていただくものでございます。なお、補足ですが保育につきましては子ども・子育て支援法に基づく支援という位置付けとなっているため、この記載の中に子ども・子育て支援というふうに書いているものにつきましては保育というようにイメージを持っていただければというふうに思っております。

まず、電子申請につきましてはこの度、児童手当、児童扶養手当、保育の分野で始めることとなりますが、現在、電子申請につきましては他の業務で東京電子自治体共同運営協議会の電子サービスを活用して実施させていただいておりまして、電子申請窓口の一元化、また他のサービス導入に比べまして費用が安く抑えられるというような観点から、この度、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスのシステムを活用して実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。

対象事務につきましては、お手数ですが資料16-3をご覧くださいと思います。今回はこの3分野について、こちらの記載にある申請手続におきまして電子申請を始めさせていただきたいと考えておりますが、この対象事務につきましてはあらかじめ国から指定された事務でございまして、その内容を今回、実施させていただくというようなものでございます。

それでは、資料16にお戻りいただければと思います。続きまして3番のお知らせ・アンケート機能についてご説明させていただきます。お知らせ機能というのは、例えば6月に児童手当の現況届けの提出を今は個別に郵送でお願いしているというところがございますが、それをマイナポータル宛て、各個人へメール的な感じでお知らせすると、イメージ的にはそういったものがお知らせ機能というところがございます。また、アンケート機能につきましては、各個人がマイナポータルから区へお知らせするもの、例えば面接の時期をお知らせくださいと区が各個人へお知らせをいたしまして、その回答としてこういったアンケート機能を使って個人が区へ返信する。例えば7月6日に面接を希望しますと、そのような形で返信する。

こういったところで使われるのがアンケート機能というようなところがございます。アンケート機能につきましては、お手数ですが資料16-4をご覧ください。

対象事務につきましては、こちらは電子申請と同様、あらかじめ国から指定されたものでございまして、今回、その内容を実施するというようなものでございます。

お手数ですが、また資料16にお戻りいただければと思います。対象者数につきましては、児童手当については約1万8,000人、児童扶養手当については約1,500人、保育につきましては約4,800人となっているところでございます。

続きまして、次のページです。別紙の電子計算機の外部結合関係についてご説明させていただきます。先ほどちょっとお話しした内容と重複するところにつきましては、申し訳ございませんが省略させていただきます。下から3行目の結合の形態からご説明させていただきます。電子申請につきましては、LGWAN回線という専用回線を利用いたしまして共同運営センターのサーバと区のイントラネット端末を接続いたしまして、電子申請の取込み、受付、審査処理を行うものでございます。また、お知らせ・アンケート機能につきましては、同じくLGWAN回線を利用いたしましてJ-LISの情報提供ネットワーク、及び区のイントラネット端末を接続いたしまして、データの送受信を行うというものでございます。

結合の開始時期につきましては、電子申請につきましては平成29年10月から、お知らせ・アンケート機能につきましては7月18日、先ほど言った試行運用の開始と同日というところで開始を予定しているところでございます。なお、電子申請につきましては10月何日という、実際始まる日についてはまだちょっと詳細な日は国から示されていないというところでございまして、今回は10月からというような記載だけで留めさせていただいております。申し訳ございません。

情報保護対策につきましては、資料16-5、16-6をご覧ください。先ほどから資料を行ったり来たりで大変申し訳ございません。資料16-5につきましては、電子申請サービスに係るシステム安全対策の概要について書かせていただいております。概要となりますが、通信内容の暗号化、インターネット側と共同運営センター内ネットワークとの分離、ファイアウォールの設置、アクセス等のログの取得と定期的な分析、ID・パスワードの設定、こういったものを通じまして安全対策を実施してまいります。

続きまして16-6をおめくりいただければと思います。こちらにつきましては、お知らせ・アンケート機能に係るシステム安全対策の概要でございます。こちらにつきましても概要となりますが、接続するネットワークは専用回線を利用すること、送受信情報を暗号化すること、

職員が利用できる情報を限定すること、情報のアクセス状況を記録すること、こういったものへの対応をすることによって安全対策を実施してまいります。

次に、資料をちょっと戻っていただきまして業務委託についてお話しさせていただきます。度々申し訳ございません。業務委託先につきましては富士通株式会社とさせていただいております。この業者につきましては現在、東京電子自治体共同運営協議会の運営をしている業者でございます。この度その運営事業者である富士通と契約をさせていただければというふうに考えております。

委託の理由、内容、開始時期は先ほどご説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策といたしましては、契約書にセキュリティポリシー、個人情報保護条例の遵守義務を付すこと、別紙「特記事項」を付けること、また区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行うこと、こういったことで保護対策をしてまいります。

また、受託事業者には情報セキュリティ遵守状況のセルフチェックや、監査事業者による外部監査の実施、内部監査による定期的な点検、評価を行わせませす。

説明は以上となります。説明が長くなって大変申し訳ございませんでした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【会 長】**何かご質問かご意見ございますか。

基本的に外部結合をした業務については区の職員が関与してやるということで、電子申請というのは、その申請書は個人が区に紙で申請したものを職員の方が外部結合の形で登録するというふうに理解していいですか。

**【特命担当副参事】**説明がわかりづらくて申し訳ありません。電子申請の運営協議会のほうに電子申請の様式というものを登録させていただきまして、実際の各個人の方々につきましては東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスの中に入らせていただきまして、そこの中に申請書をご準備させていただきます。それで、その申請書に申請内容を登録していただいて送信をしていただきますと区のほうの端末にその申請情報が届きますので、それで区のほうが審査させていただくと、そのような流れとなっているところでございます。

**【会 長】**個人が紙ではなくて、パソコンか何かで画面入力しなければいけないのですかという質問です。

**【特命担当副参事】**申し訳ございません。各個人が画面入力をするというような形でございま

して、この資料16-2のほうをお開きいただければというふうに思います。

【会 長】それは、みんなパソコンを持っている人ばかりではないので区か何かで専用のパソコンがあって、そこで入力するのですか。

【特命担当副参事】こちらにつきましてはマイナポータル用の端末がない方につきましては、今後、区のほうでも準備させていただこうと思っておりますが、パソコンや、あとカードリーダーが必要になりまして、パソコンとカードリーダーを持っている方につきましては、マイナポータルのサイトを…。

【会 長】何ですか、そのカードリーダーって。もうちょっと分かりやすく、一般区民の人が聞いているのですから、それに分かるように説明してください。

【特命担当副参事】申し訳ございません。マイナポータルを利用するためには、基本的にまず最初にインターネットでマイナポータルのサイトに入ってくださいが必要がございます。そのときにマイナポータルの各個人のページに入るためには、マイナンバーカードに記載されています電子証明のチップというものがございまして、個人の認証をするためにカードリーダーというものを使っていただいて、それでまず、そのページに入ってください。個人のページに入るためには、マイナンバーカードでカードリーダーで個人の認証をしていただく。そういたしますとマイナポータルにおいてそれぞれの個人のページが表示されるというような形となっております。そして、その個人のページになりますと、その中に電子申請という項目がございますので、そちらの電子申請という項目をクリックしていただきますと東京電子自治体共同運営協議会のサイトに飛ぶというような形になりまして、そこでそれぞれの選択していただきますと、例えば児童手当の申請をするような場合については、そちらのほうで児童手当をクリックしていただきますと児童手当のそれぞれ申請の様式が出てくるような形になりますので、そこでそれぞれ必要な項目を入力していただいて申請の送信を押していただきますとLGWANの回線を通じて新宿区にその情報が来るという流れとなっているところでございます。

【会 長】要するに個人がパソコンの前に座って入力しないと申請はできないと。

【特命担当副参事】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】それでさっき言ったように個人でパソコンを持っていない人は区役所のどこかへ来れば用意されているから、それで入力してください。

【特命担当副参事】そうです。区役所の本庁舎のほうに準備させていただく予定でございますので、そこで申請できるというところでございます。

【会 長】出張所ではだめで。

【特命担当副参事】本庁及び出張所のほうでも置くような形で、これは調整中というところで今、協議しているところでございます。

【会 長】けれども、これによると既に複数の業務において導入されていると書いてある。こういうことをやっているのですか、今、現実には。

【特命担当副参事】電子申請につきましては、今回はマイナポータルへの導入が認められた子ども分野について始めるというようなところでございますが、電子申請自体につきましては、例えば情報公開の分野とか、その他の業務についてももう既に行っている事務というのは多数あるところでございます。

【会 長】電子申請というのは聞いたことあるけれども、マイナポータルというのはどういう違いがあるのですか。

【特命担当副参事】マイナポータルというものについては、国が運営するオンラインサービスでございますが、電子申請につきましては、あくまでも電子申請をするためのサイトというような形になりますが、マイナポータルにつきましては、参考資料の16-2というところをご覧いただければと思います。先ほどお話しさせていただいたとおりマイナンバーカードに搭載された認証機能というものを用意させていただいて、各個人がログインをして各個人の専用サイトというものがマイナポータルで準備されますので、それぞれ例えば私だったら私のマイナポータルのサイトというのが1つ1つ準備されて、その中で先ほどお話しした電子申請の項目があったり、自己情報が表示されたり、情報提供等記録が表示されたりというような形で、そういった個人専用のポータルサイトというものがマイナポータルというようなものでございます。

【会 長】個人番号、マイナンバーが関連している自分専用のサイトみたいな、それですね。

【特命担当副参事】はい、おっしゃるとおりでございます。

【会 長】今まではともかくとして、そういうものができて、それに繋がれば、自分が全部見られるのですか。ここにある運営協議会が持っているデータを全て見られるのですか、自分がそのサイトに繋がれば。

【特命担当副参事】全ての手続がマイナポータルから繋がるということではないのですが、マイナポータルから入っていただきますと、そこで子どもの手続をしますということになりますと運営協議会のサイトのほうに飛びまして、そこで児童手当等が選択できるような形になって、そこで申請の手続に流れていくと、イメージ的にはそのような形になります。

【会 長】マイナンバーで繋がっているデータはいっぱいありますでしょう。ここの東京の

運営協議会がどれくらいデータを持っているか知らないのですけれども、別に児童手当だけではないでしょう。他にも持っているわけでしょう。では、それが見られるのですかということは今、聞いているのです。マイナポータルという形で接続した場合にどれだけの情報を見ることが可能ですかという質問です。

【特命担当副参事】まずマイナポータルに接続した場合には、まず情報を見られるというようなところになりますと東京電子自治体共同運営協議会については、こちらの中にはそれぞれ個人情報が入っているというわけではなくて、こちらの参考資料16-2のところをちょっと見ていただければと思うのですが、こちらは地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のほうに自己情報、それぞれ特定個人情報や情報提供等記録が保存されておまして、ここのJ-LISの情報をマイナポータルのほうで表示されるような形になっておりますので、このマイナポータルで表示されるのは1つは自己情報表示、また情報提供等記録が表示されるというような形になりますが、この情報についてはこのJ-LISが運営しているこの中間サーバ……。

【会 長】J-LISとかって何ですか。一般の区民がいるのですから、区民に分かるように説明してください。

【特命担当副参事】失礼いたしました。地方公共団体情報システム機構というものが略してJ-LISというものでございまして、ここのシステム機構のほうでそれぞれ自治体の中間サーバというものが設けられておまして、参考資料の16-2ですね。こちらのほうの図の中のこの地方公共団体情報システム機構ですね、こちらのほうにそれぞれ自治体の中間サーバというものが設けられておまして、この中に特定個人情報であるとか、また情報提供の記録というところが保存されているところがございます。その保存された情報というのがマイナポータルのほうで閲覧することができるというような形になっているところがございます。

【会 長】だから、児童手当の関連以外のものもこれに繋がると見られる状態にあるのではないですかという質問したわけです。

【特命担当副参事】特定個人情報につきまして、この中間サーバのほうで保存されている情報につきましては、マイナポータル上で閲覧することができるという形になっております。

【会 長】自分のことだからね。そしたら、それはどんなことが入っているのですか。中間サーバに。

【区政情報課長】会長。

【会 長】区政情報課長、ご説明ください。

【区政情報課長】それはご報告をした運用状況の報告の中に外部電子計算機との結合の状況というものが資料10の11にございまして、その別紙ということでデータ標準レイアウトの一覧をこの資料10の巻末についてございますけれども、ページでいいますと116ページの次以降のものが情報の一覧になってございます。これ大変細かい情報になってございますけれども、これはマイナンバーの利用事務で自治体間でやりとりをする項目として国がもう決めている情報になっています。それを全国の自治体がそれぞれの中間サーバに置くということが決まっております。それをマイナポータル機能の1つであります自己情報開示と、自分の情報がどんなものがあるのかというのを、それは1つの機能なのですけれども、それを見ると。先ほど副参事のほうからあったやりとりをした記録、A自治体からB自治体にいつ、どんな情報をやりとりしたのかというやりとりの記録もマイナポータルでも見られます。それも2つ目の機能になります。

参考資料16-2の一番左側のマイナポータルの機能が幾つか四角で入っていますけれども、それは下から2つ目の青い色のものが自己情報を見る、自分の情報を見る機能で、一番下がやりとりを見られる機能というようなものが記録表示という機能でございます。

すみません、運用状況の関連で私が発言しましたけれども、見られる情報については全国一律で決まっております。それは全国の自治体が中間サーバに置いてございます。

【会 長】だから、自己情報の中には今おっしゃった資料10の沢山の情報項目があるわけでしょう。それが全部見られるわけでしょう、自分の。それで、自分の自分のパソコンからも見られるわけでしょう。

【区政情報課長】はい、見ることができます。

【会 長】見られますよね。そうすると、誰かが横でそこまでやらせて中を見ることは可能ですよね。そこまで本人にやらせて、「あ、あなたいいよ。私ちょっと見たいから。」と他人が見ることは自由にできますよね。ご説明ください。

【情報システム課長】今、会長のご質問で、システムのことですので私のほうからご回答させていただきます。

会長のおっしゃるとおり、誰か個人が自分のマイナポータルのところへ入った後、誰でも見られるよねというようなご確認でございました。おっしゃるとおりです。その画面を開いてしまえば、他の他人でもそここのところは見ることは可能になります。

【会 長】それがさっきから出ているマイナポータルという制度ですよね。そういうことでしょう、マイナポータルというのは。分かりました。

何かご質問かご意見ございますか。金澤委員。

【金澤委員】一区民の視点から見るとよく分からないのですけれども、まず試行期間が7月15日に「広報しんじゅく」で、ホームページにより区民へ周知をされます。そのときに初めてこういうことを知るのだと思うのですけれども、まず1つ目の質問は、普通に今までどおりの申請ももちろんできるわけですよ。それで区に歩いて来たときに窓口で区役所の職員の方がこれをするのですかね。職員の方がこれをするのですか。ここに入ってやっていくのかどうかということと。

2点目は普通にカードリーダーというものは私も持っていませんし、まず第1番目のものとかカードリーダーで、2番目がパソコンで、逆でもいいのですけれども、個人ナンバーのカードも全員が申請、1番が個人ナンバーの申請で、逆ですよ。2番がそうですよね、パソコンで、3番がカードリーダーという、この3つが整わないとこれはできないわけで、「じゃあ区役所に来て自分でやってちょうだいよ」って言われても、どうなのだろうって。こんなことは国の方針だと思うのですけれども、一重に区民サービスがよくなるのかという、たったそれだけのことですよ。そして、なおかつ危険性を伴うということであれば、区民にとっては要するにかなり説明されないと、「国がそう言っているんだからそうなんだよね」と言われても、まして子育て中の子どもにかかわることですから、そうではなくても当然なのですけれども、本当にその辺の安全性はどうかかなという、利便性と安全性についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】まず1つ目の申請について、今までどおり出来るのかというようなところでございます。まず申請につきましては、この情報提供ネットワーク、またマイナポータルが始まったといたしましても、当然これまでどおりの申請というものも出来るということございまして、それに加え、マイナポータルでの電子申請も出来るという形になりますので、区役所の窓口における申請というものはこれまでどおり、また今後も同様な形で行うことが出来るということでございますので、その辺は周知をしまいたいというふうに思っております。

2つ目といたしまして利便性ということでございますが、まず1つ、委員ご指摘のとおりマイナポータルに入るためには個人番号カード、パソコン、カードリーダーが必要であるというのはおっしゃるとおりでございます。こちらにつきましても今後、スマートフォンでも出来るような形になるというふうには国が言っているところございまして、スマートフォンで出来るようになればカードリーダーは不要になるというようなことも1つ今後、開発を通じて行っ

ていかれるものというのが1点ございまして、もう1つは先ほどもお伝えしたとおり、この電子申請、要するにパソコンを使わなければ出来ないという訳ではなくて、区役所の窓口でもこれまでどおり行うことが出来るというところがございますので、今回、電子申請というものが加わってパソコン上でも申請が出来るようになるということで1つ方法が加わるというような位置付けでございます。申請の方法が1つ、電子申請も増えるというような形になりますので、そこで利便性の向上というような形で諮らせていただくものが、今回のマイナポータルの電子申請というようなところでございます。

それでまた区民への周知ということでございますが、今後、広報で15日号ではネットワークシステムが始まるというようなところは周知させていただくところですが、今後、試行運用、本格運用も始まりますので、それまでには区民の方へわかりやすいような形で広報・ホームページ等を通じて周知してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**【会 長】** マイナポータルというのは国が決めた制度ですよね、多分。それは何で決めたのですか。何かの法律かなんか、どういう形で決まったのですか。

**【情報システム課長】** 何でマイナポータルというものを作ったかというご質問でございます。まず、マイナンバーを流通させるために、カード1枚でいろいろなことが出来るよということで国のほうはこの個人番号を進めてまいりました。ところが、そういうことをしていると、それは役所の中だけでやりとりして一体、自分たちの情報がどこでどういうふうなやりとりをしているのかわからないよねというような市民・区民の方のご懸念がございました。そういったものに対応するために国のほうでは、その自分の個人番号がどういうふうに扱われているのかということを開示していかななくてはいけないということから、国のほうでこのマイナポータルというサイトを作って皆さんに開示していこうといったところが、このマイナポータルができたいきさつでございます。

**【会 長】** それはいつからサービスが始まる。

**【情報システム課長】** 先ほど、副参事から説明がありましたように、このサービスが今年の7月18日から試行期間として始まります。本格運用が秋頃というような国からの通達がございます。

**【会 長】** それで7月18日から始まるものが、児童手当と児童扶養手当だけなのですか。既にもう利用されているみたいなことを書いてあったように聞いているのだけれども、そうすると既に利用されていた話と、このマイナポータルとは違うものなのですね。それで、7月18日からは児童手当と児童扶養手当だけが利用できると。他にどういものが……。

【情報システム課長】今、会長からのご質問ですけれども、まずマイナポータルはちょっと置いてください。その前に、先ほども区政情報課長からも報告がありましたけれども、東京電子自治体の共同運営サービスというものは、この個人情報保護審議会でもうご審議いただいているところがございます。それは一体何かというと、いろいろな手続がございます。いろいろな手続があつて、その手続については全部、区役所に行かなくてはできないのではないかと、いうようなところから、それをパソコン上からもできるようなシステムを作りました。これが23区で同じような形でやるものですから、東京都のほうで電子自治体の共同運営協議会というところで1つ、電子申請サービスというものを作りました。電子申請サービスの中には、例えば自転車の……。

【会 長】電子申請サービスというのはわかりましたよ。私の聞いているのはマイナポータルのお話を聞いているので。だから、マイナポータルというのは既にやっていたわけではないでしょう。だから、電子申請サービスというは従来ありますというだけでしょう。

【情報システム課長】そうです。

【会 長】それでマイナポータルの説明が、今、聞いてやっと大体わかったのですけれども、それでその7月18日からというのは、さっき質問したのは児童手当と児童扶養手当だけのサービスが始まるのですか、他のサービスもあるのですかと聞いた。

【特命担当副参事】すみません、特命副参事でございます。こちらで電子申請サービスが始まる内容としましては、児童手当、児童扶養手当、保育のこの3分野で、マイナポータル上の電子申請についてはこの3分野で開始させていただくというところがございます。

【会 長】それがうまくいけば広がるだろうという、そういうことですか。

【特命担当副参事】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】すみません。金澤委員から、さっき質問が終わったのかどうか。補充の質問がありましたらどうぞ。

【金澤委員】では、広報を上手に書いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【会 長】他に質問かご意見は。三雲委員。

【三雲委員】今までの理解をもう1回まとめていきたいのですが、これは情報連携がまず始まったというところが出発なのですね。情報連携が始まると何があるかということ、いろいろな申請を区役所を通じてやる時に今までは申請書類プラス、添付書類で他の役所が持っている情報を持ってきて出すという話だったのですけれども、申請書に加え、マイナンバーというもののセットによって、区役所において他の自治体とか役所の持っている情報を取得して、添付書

類がなくても申請を処理することができるようになります、これがまず第一歩なのですね。

この説明をしているのが、この参考資料の16-1というものだという理解でよろしいのですかね。要するに、この参考資料16-1の左下のほうに利用端末というのがあって、これが区職員の方で、この方に対して申請書類とマイナンバーを提供すると、この利用端末を通じて新宿区からLGWANを使ってJ-LISに繋いで、J-LIS経由で必要な情報を他の自治体とかからとってきて、確認することによって申請を処理することができると、こういう仕組みが16-1の話なのですね。

次に出てくるのはこの16-2というお話なのですが、これは16-1で言っているところの新宿区という左側の枠が、16-2のほうに行くと右のほうになるわけですか。右上のほうになるわけですね。それで、16-1の右側にあるJ-LISというこの枠が今度、16-2になると左下のほうになって、このJ-LISになるわけですね。これは同じものという理解でよろしいわけですね。

そうすると問題は、この16-2で何ができるのかというのは、これはマイナポータルというものと、これ東京都電子自治体共同運営協議会共同運営センターに加わっている訳なのですが、これは要するに、さっき言った役所にやって来て紙の申請書に加え・マイナンバーで処理したところを、そうではなくて、どこに行ってもカードリーダーがついた端末があれば、マイナンバーカードがあれば、電子的に申請書を作って、あとはマイナンバーカードを照合させることによって、マイナンバーが使えるようにして情報を区のほうがとれるようにすると、こういう仕組みだということですね。

それでちょっと聞きたいのですが、まずこの16-2の図なのですが、マイナポータルと情報提供ネットワークはこの図だと直接繋がっていますよね。同時に東京都電子自治体共同運営センター、これも電子申請サービスというのがあって、これは総合行政ネットワークとも繋がっていますよね。それで、例えば家のパソコンで電子申請をしようと思ったときに、まずインターネット上で繋がるのは、これはマイナポータルなのですか、それともこの共同運営センターのどちらなのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 今、家のパソコンで最初に繋がるのはどちらかというご質問でございました。東京電子のほうなのか、マイナポータルなのかということで、こちらのほうで意図を持ってというかインターネットで繋がるのは、まずマイナポータルのほうから繋がるということになります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】マイナポータルに繋がって、そこで電子申請をしたいですということを選んで、今回は3つのメニューがあるというお話だったのですが、それをやろうとしたと。そうすると次にマイナポータルから繋がる先は、この図だと情報提供ネットワークに直に繋がっている感じですが、そうではなくて本当はこれは共同運営センターの電子申請サービスに繋がるのではないですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】失礼いたしました。今のご質問で確認ですが、今、個人の方がインターネットを通じてマイナポータルへ入りました。マイナポータルで電子申請サービスを利用しようかなというときに電子申請の欄をクリックしてきました。そうすると、繋がるのがこの電子申請の自治体のほうに直接繋がるのではないのかというご質問でよろしいですか。そうであれば、そのとおりでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、情報というかデータとしてはまずパソコンからマイナポータルに飛んで、マイナポータルから東京都電子自治体共同運営センター、ここに飛ぶわけですね。そこで今度、その電子申請サービスというものを利用開始すると、例えばその電子申請の作ったデータ、書類というものが、これはL G W A Nを介してまず新宿区に飛ぶわけですね。新宿区のほうはこの電子上の申請書を取得すると同時にマイナンバーも同時に取得しますので、そうすると今度はもう1回、L G W A Nを通じて情報提供ネットワークに繋がって、そこで必要な添付書類に相当する情報を取得して、それで申請を処理することができるということになるわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】はい。三雲委員。

【三雲委員】そうすると、まずこの図で書かれているマイナポータルと情報提供ネットワークが直に繋がって、この矢印というのは、これはどういう意味を持っているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】そうですね、こちらはすみません、ちょっと誤解を生む表記でしたので、こちらは取るような形で修正させていただければと思います。

【会 長】どういうふうに修正されるか。

【情報システム課長】 こちらは削除させていただければと思います。

【会 長】 はい。三雲委員。

【三雲委員】 今までこの仕組みの安全性というものを担保するものとしてLGWANというものを介してしか情報に、J-LISにアクセスできないのだと。したがって情報が漏洩する危険はないのだという話をされていたのですけれども、マイナポータルから直接このJ-LISに繋がるような説明というのは、これは非常に危険というか、今まで言っていた安全性に関する説明がかなり矛盾するような感じがするので、そのあたりはしっかりと庁内でも理解していただいた上でご説明もしていただいたらよろしいかと思うのですけれども。

それでちょっと伺いますが、J-LISという点線の枠の中にマイナポータルも入っていますけれども、仕組みとしてはこういう枠組みになっているのですか、それともこれは全く別物ですか。J-LISという機構の中にマイナポータルというものがあるのか、それともこれは全く別で、J-LISの情報提供ネットワークとか、あるいはLGWANと直接繋がっていないものなのか、これはいずれなのでしょう。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 マイナポータル自体はウェブのソフトでございます。ですので、物体としてそこにあるのか、ないのかということではなくて、マイナポータルというシステムがあって、それを使ってこのJ-LISのほうにアクセスしていくという形になります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 先ほど電子申請についてはいろいろ教えていただいたので分かるのですけれども、次に自己情報表示とか情報提供等記録表示とか、あるいはお知らせプッシュとか、こういったサービスは、これはマイナポータルとJ-LISとどう繋がっているのでしょうか。それは直接繋がるのですか、それとも何かを経由して繋がるのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 こちらに書いてあるマイナンバーカードのお知らせプッシュだとか、そういったようなものはどうやって繋がるのかというところですが、これはあくまでも、この一番右側の点線の中に新宿区と書いてございます。こちらの中で例えばこのお知らせプッシュ型という黄色の四角があります。これで何かお知らせをしたいときに各個人のマイナポータルのところに入れるときにこちらの新宿区のほうからここの自治体の中間サーバのお知らせプッシュというところにサインを入れていく。それでマイナポータルのほうでは、マイナポータルのほうをあけるとそここのところにサインがあるということ、ここの矢印がちょっと、記

載しているのがわかりづらいので、それを取ったイメージでご理解いただけるといいかと思うのですが、ここのところとここの内容をこのマイナポータルで見ることができるというふうにご理解いただければと思うのですが。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】マイナポータルのウェブサイトとはいっても、一応システムとしてどこかのサーバに格納されていて、それを呼び出すことによって利用することができるはずですよ。そうすると、そのサーバと何かラインが繋がっているから初めてこのお知らせプッシュというものがマイナポータルのほうにやって来るわけなのですから、それがどう繋がっているのか。要するに新宿区のお知らせプッシュはLGWANを通じてJ-LISにやって来ると。J-LISは情報提供ネットワークというものを持っている、ここはわかるのです。この情報提供ネットワークまで来たものが、どういうルートでこのマイナポータルのほうに届くのか、それを知りたいのです。

【会 長】ちょっと今、お答えいただいても、それで終わるとも思えないので、これ、次回にもう一度ご説明し直しませんか。それで今後の予定というのが7月15日に広報ですか、それから18日に試行運用開始。これは要するに国がやっている方針に従って、日程に従って区がそれに合わせて実施するだけのことなので、こちらが反対だと言って止まるわけないので、だけど今、ここで問題になっているのは区民にどれだけちゃんと説明して、個人情報について区民が不安がらならないようにちゃんとしてくれますかというのが皆さんの疑問なので、だから、そういう意味で今後の国の予定、区役所の予定はわかりましたけれども、この議題自体はもう一度、次回の会議でご説明いただいてもいいですか。どうですか。どうぞ鍋島委員。

【鍋島委員】この黄色いこれの116の後の8の25のところに児童手当のことが出ておまして、それが児童福祉総合システムというところで書いてあるのです。そうすると、私はこれのマイナポータルとか、そういうところとこのシステムがどういうふうに繋がるのか。それは後の討議でいいです、というのが一番初めにマイナンバーを入れるときにご質問なされた先生もいらっしやいまして、そうすると庁内のところにいろいろなのが保存されていると。それを一々ピックアップしてやる予算だと1億かかるから、今の入っているものに繋げてしまうと。それで、そのセキュリティを上げるのにも1億かかるとかおっしゃったのを今、思い出しまして。ですから実際、やはり庁内のものに繋がるのだと思うわけですよ。それを今、思い出したので。そうしましたら、その繋がる場所は今まであるものだから、そことどういうふうに繋がるのか、そのセキュリティはどうなっているのか、それからまた自宅からパソコン

から入ったときに、そのセキュリティの面の影響はどうか、その点は今日ではなくていいですから、回答してください。

【会 長】それは次回、全体の説明で終わればそれで構いませんが、それと外れていけば付け加えてご説明したほうがと、そういうことで。伊藤委員。

【伊藤委員】1点だけちょっとお伺いしたいと思います。先ほどもパソコンに誰かがログインした後に、別の方が後から操作ができてしまうという話がありました。では、庁舎でパソコンを扱う場合どうするかというと、例えば図書館とかにもコンピュータが置いてあると思うのですが、ああいう形でやると、ログアウトできなかった人がいた場合に、後ろから入ってきた人がいると思うのですが、例えば銀行の場合だとカード自体が返ってきて、その瞬間に強制的にログアウトされるという、そういったようになっているのですけれども、そこが銀行みたいな方式にちゃんと、例えばちゃんとログアウトって押さなくても、カードが返ってくればログアウトされるのか、それとも自宅だったら多分ログインしっぱなしだと思うのですね、普通のコンピュータだったら。その辺の状況がどうなっているかというのは結構重要だと思うのですけれども、そのオペレーションはどういう状況でしょうか。

【会 長】では、その点だけどうぞ。

【特命担当副参事】今、伊藤委員のほうがおっしゃったとおりですが、庁舎のほうに配置されるパソコンにつきましては、そのような形でカードを外しましたらログアウトするようなシステムで対応されるというような形になります。また、入力した情報も削除されるというような形の設定でされているというようなところでございます。

【会 長】はい。伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっとカードリーダーの現物を見ていないのでわからないのですけれども、カードを差し込んで何か自動的に返ってくるのか、それともよくカードを置きっぱなしにするタイプのものもある、Suicaみたいな。それというのは銀行みたいな形で入れて、自動的に出てきて、とらないとピッピッピとか音が銀行とかでは結構うるさくて必ずとるようにほとんどの場合はなると思うのですけれども、そういった形なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】すみません、その辺についても確認して、次回のほうでお答えさせていただきます。

【会 長】はい。伊藤委員。

【伊藤委員】一般の方は忘れるという前提で強制的に、カードが返ってきたらログアウトにな

るような形で進めていただければと思います。あと、紙とかでも注意書きをかなり書かないと、これ絶対忘れる人、置きっぱなしにする人も出ると思うので、そこはよろしくお願いします。

【会 長】それで、これは採決をしないといけないのですか、事務局どうですか。しますか。

そうすると、これ諮問事項が入っているのですけれども、導入することについての。それで、さっき申しあげましたように国が決めてやっていることを区で言われるとおりにやっている事務なので。ですから、これ反対と言ってもちょっと意味がないので、まことに恐縮ですが。

川村委員どうぞ。

【川村委員】質疑する時間が欲しかったのですけれども次回かなと思いつつ、もし採決するようでしたら、マイナンバーそれ自体、私は反対ですので、賛成できません。

【会 長】はい、私も、本当は今日の説明だとちょっと問題ですけれども。ただ、その15日と18日があるので、さっき申し上げたとおり、区のほうで区と区民との関係が十分理解が進むように、それで区の行政のやり方なるべく個人情報危険を除いていただくという問題としては残っていると思うのですね。だから、外部結合はしようがないかなと思うのですけれども、区の実務的な処理についてまだ委員に意見がございまして、これはそういう意味で次回に審議を継続するというので、それでそこで意見があれば取りまとめて何か採決もしますが、そういう意味で今日の諮問事項の外部結合については今、賛否を諮ります。それから報告事項についても了承かどうか聞きますけれども、次回の期日にこの議題はもう一度、審議します。

それを前提に、まず子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入のための外部結合につきまして、反対の方。川村委員はわかりましたけれども、他にも反対の方がいらっしゃったら。なければ1名反対、他は賛成ということでよろしいですか。棄権2名。あとは賛成という処理で、一応承認可決ということになります。外部結合自体は認めるということになります。

それから報告事項については、子ども・子育て支援業務における各種申請手続に係る電子申請サービス等の処理の委託についてでございますけれども、これは了承か否かということですが、よろしいですか。外部結合を前提の委託ですから。では、委託業務についての報告は了承ということで、本件は一応終了、次回継続ということになります。ご苦労さまでした。

【区政情報課長】4時を回ってしまい、延長になりますけれども資料18まで、今回できましたらというふうに考えてございます。

【会 長】分かりました。では、資料17「新宿区地震ハザードマップの配付に係る広報し

んじゅく個別ポスティング名簿の目的外利用等について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【建築指導課長】資料17のところですが、私ども区のほうで地震ハザードマップというものを配付しておりますが、こちらを配付するに当たりまして「広報しんじゅく」を個別ポスティングするときの名簿をこの地震ハザードマップを配付するときに利用させていただくということで、目的外使用ということで諮問をさせていただいております。また、このハザードマップの個別ポスティングを業務委託を行うということで報告事項ということで挙げさせていただいているものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、「事業の概要」をご覧くださいと思います。3つ目のところで目的ですが、新宿区の地震ハザードマップを広く区民の方に知らせる、周知するというところが今回の目的でございます。このハザードマップといいますのは、例えば区内の急傾斜地であるとか液状化の可能性のある場所、こういったところを記した地図でございます。地震による被害を最小限に、また区民の皆さん自らの生命や財産を守っていただくために町の現状を知るためということでお配りしているものでございます。

事業内容でございますけれども、こちらのハザードマップ、今年6月の改訂版を6月に発行させていただいたところでございます。発行したハザードマップを「広報しんじゅく」を折込み配付している各新聞、こちらにより折込み配付を行うとともに出張所、本庁舎においても配付していますが、さらに配付範囲を広げるところで個別ポスティングを行うというものでございます。この個別ポスティングにつきましては「広報しんじゅく」に個別ポスティングを行っている業務に併せまして、こちらの方の「広報しんじゅく」の個別ポスティングを行っている名簿を利用させていただきまして、その名簿の方に目的外使用ということで配付するというものです。

この事業内容の下のほうで米印で2つ付けておりますが、まず上のほうで対象者数ということで、この名簿の方が約4,500名ということでございます。また、次の米印のところですが、前回、平成26年8月にこちらのハザードマップ改訂版を配付しましたが、そのときにも同じような方法で個別ポスティングを行ってございました。そのときにはやはり26年本審議会の承認を得て行わせていただいたのですが、その際、今後の地震ハザードマップ発行時に同様の目的外使用を行うということをしていなかったということで、改めて今回、諮問させていただいたというものでして、また、こちらの諮問の時期が遅くなりましたこと、大変申し訳ございません。

1枚おめくりいただきまして左に別紙（目的外利用関係）と書いている資料でございますけれども、こちらのほうでは表のところ左側のほうに保有元、これはこの「広報しんじゅく」を配付する名簿の保有元、それから右側のほうに利用先、これは今回、ハザードマップを利用する利用先ということで書かせていただいております。こちらのほうで早速、目的外利用で出すということで、一番下から2つ目のところですが、6月1日から6月25日までということで目的外利用させていただくというものでございます。こちらのほうに書かせていただいているのですけれども、括弧書きのところ（以降、新宿区地震ハザードマップの発行時に同様の目的外利用を行う）ということで、先ほど前回のときには行っていなかったということですが、今回このような形で今後も地震ハザードマップを発行するときはこのような形で進めさせていただきたいと考えております。

こちらの次のページのところですが、この業務につきましては業務委託を行うということで、報告ということで業務の内容を委託するというので、併せて本審議会に諮らせていただいたというものです。

簡単でございますが、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会 長】何かご質問かご意見ございましょうか。ありませんか。それでは、本件は諮問事項につきましては目的外利用のことですが、目的外利用の諮問事項につきましては承認、それから業務委託については報告事項ですので了承ということでよろしゅうございましょうか。では、本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

【建築指導課長】ありがとうございました。

【会 長】では、資料18「インフルエンザ予防接種に係る予診票の封入封かん業務等の委託について」説明をお願いいたします。

【保健予防課長】それでは、ご説明申し上げます。資料18、2ページの事業概要をご覧ください。区では毎年10月1日から翌年1月31日まで、インフルエンザ予防接種を実施しております。対象者は65歳以上の区民、60歳～64歳の区民で心臓、腎臓などに重度の障害（身体障害者手帳1級程度）があり、予防接種を希望する方、13歳未満の区民の方となっております。対象者には予防接種予診票をお送りして、接種を希望される方はそれを持って区の指定医療機関にて接種を受けていただきます。

事業内容のところにあります①予防接種予診票の作成と印刷、③予防接種予診票の封入封かん処理後、発送につきましては、平成15年度第4回本審議会にてご了承いただき、従来から委託を実施しております。②の予防接種予診票への印字出力処理でございますけれども、出力

件数がおよそ10万件と膨大で、印字処理には約2週間の期間を要すること、印字処理が済んだ予診票は段ボール約120箱程度となり、印字後の帳票管理などに甚大な労力を要しております。そこで取り扱う個人情報保護を確保しつつ事務の効率化を目指すために、②の予防接種予診票への印字出力処理につきましても、①③と併せまして委託して一体的に業務を実施することとしました。

それでは、次に3ページをご覧ください。委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、契約に当たり別紙特記事項、こちらは4ページから5ページ目に記載をしております。を付すとともに、納品時には記録媒体の返却をしてもらい、一時的に記録した記録媒体があった場合にはデータ消去などの証明を提出させる。必要に応じて区職員が立入り調査を実施することとしております。

受託業者に行わせる情報保護対策としては、その下に1から5まで記載されているような対策であります。新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、電磁的媒体の処理に際しては使用者を制限させる。提供された情報は施錠できる金庫に保管させる。電磁的媒体の運搬には鍵つきケースに入れ複数人で対応するなどの措置を講じさせる。情報は納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させるなどを徹底させていきたいと考えております。なお、区から受託業者への情報の入っている電子媒体の受け渡しは窓口で行い、メールなどによる電送処理は行いません。以上、ご報告を終わります。

【会 長】委託開始の時期は今年の6月1日からとなっていますけれども、まだ受託業者は決まっていないのですか、委託先は。

【保健予防課長】こちらのほうはこれから入札によって決まることとなります。

【会 長】他に何か質問かご意見ございましょうか。ないようですと、これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは1件残りしましたが、それは次回に回すことにいたしまして、もう時間も過ぎましたので本日の審議を終了といたします。事務局から何かご発言あればどうぞ。

【区政情報課長】ありがとうございました。次回の審議会でございますが、今月20日木曜日の午後2時からを予定してございます。場所については同じ第三委員会室、こちらで予定してございますのでよろしくお願いいたします。こちらからは以上でございます。

【会 長】委員の方で、ここで何かご発言ありますか。特別にあれば。

ないようですので、以上をもちまして第2回本審議会を閉会といたします。本当に長時間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後4時15分閉会